

大阪朝鮮高級学校 「運動場明け渡し裁判」ってなに？

■大阪朝鮮高校が、学校法人朝鮮学園が1965年に購入した現在の敷地(東大阪市菱江)に移転の際

東大阪市「土地区画整理事業」の対象地とされたことから、1972年に土地減歩に関して「後刻決定される減歩は土地等で行うものとし、その方法については学校という教育施設の有益性の立場を考慮して、双方協議のうえ履行するものとする」という覚書が東大阪市と朝鮮学園との間で交わされました。

この覚書に基づき、双方の話し合いが続けられ、その間、「代替地案」や「土地の購入案」など種々検討されたものの、地価の高騰などもあり結論を見い出せない状態が続いてきました。



■2007年1月、東大阪市が突然の提訴

途中、教育施設としての配慮なのか、東大阪市から何らの接触もない時期もありました。

ところが2006年から交渉が再開され5回の交渉を重ねた時、東大阪市は突然に交渉を打ち切り、2007年1月31日に大阪地方裁判所に提訴してきたのです。2007年3月15日に第1回口頭弁論(大阪地方裁判所)が始まりましたが、東大阪市の提訴の主な内容は、①運動場の四分の一に相当する約2000㎡の運動場の明け渡し、②約8千万円の損害金と、明け渡しまで月額47万円の支払いを求めるというものでした。

■大阪朝鮮高校のグラウンドは、ラグビーのメッカ花園をめざす全国の高校生に開かれたものであり、東大阪市の誇りとすべきグラウンドでもあります。また東大阪市には約2万人の外国人が住み、2004年7月には東大阪市「人権尊重のまちづくり条例」を施行し、多民族・多文化共生のまちづくりをうたってきました。

人が自己の民族性や言語・歴史・文化を大切にすることはあたり前のことであり、国際人権規約等でも保障された普遍的権利です。民族教育を守り発展させることは、全ての市民の課題でもあります。

■裁判は正念場に

7月2日には第8回口頭弁論まで進んでいますが、この間、大阪朝鮮高校(大阪朝鮮学園)側は、①運動場は重要な教育施設であり、単なる明け渡し請求は民族教育権・学習権の侵害である、②土地区画整理事業の「公共の用に供する教育施設への特別の考慮」の趣旨や、市の「人権尊重の理念に根ざした市民都市の創造」からは、基盤的な教育施設の保護こそが求められ、③明け渡し請求は、「覚書」による誠実な協議を一方的に踏みこむにじむ不当な請求であることが訴えられてきました。

私たちが、グラウンドが奪われることのない円満な解決を望んでいます。次回第9回口頭弁論は9月3日に迫っており、正念場を迎えようとしております。



東大阪の朝鮮学校を支援する市民の会(代表)河崎美保子／(事務局長)杉山毅(自治労東大阪)／(事務局次長)林二郎(東大阪市教組)、田村幸二(日韓問題を考える東大阪市民の会)／(幹事)合田悟(源氏ヶ丘教会牧師)、瀬川誠(東大阪市日朝友好の会)、梯信勝(大阪府議会議員)、久保武彦(前東大阪市議会議員)、平崎清志(自治労東大阪)
(賛同人)滝沢秀樹(大阪商業大学教授)、藤永壯(大阪産業大学教授)、高賛侑(ノンフィクション作家)、川瀬俊治(ジャーナリスト)、鄭雅英(立命館大学助教授)、高龍秀(甲南大学教授)、鄭貴美(NPO法人 うり・そだん理事長)、井上和男(東大阪韓国語講座代表)、莊嘉時(NPO法人 東大阪国際共生ネットワーク理事長)、金憲二(東大阪朝・日友好親善協議会会長)、金政義(NPO法人 東大阪コリアサポートセンター・アイ理事長)、朴玲熙(東大阪民族講師会代表)、李真理(東大阪同胞保護者会代表)、高畑和正(連合東大阪議長)、笹谷勇介(東大阪市会議員)